

⑬ 法 務 省

人名	日本司法支援センター(平成18年4月10日設立) (理事長:梶谷 剛) ※平成18事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることに鑑み、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1 法制度、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2 資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3 国選弁護士等になろうとする弁護士との契約、国選弁護士等候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護士等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護等関連業務。4 法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5 犯罪被害者等支援の情報収集、刑事手続への適切な関与、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会(委員長:伊藤 眞)
分科会名	—
ホームページ	法人: <a href="http://www.houterasu.or.jp/">http://www.houterasu.or.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.moj.go.jp/content/000104082.pdf">http://www.moj.go.jp/content/000104082.pdf</a>
中期目標期間	4年間(平成22年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期 目標期間	評価項目	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	<総合評価>		—	<p>1. 18年度から21年度まではA、B、Cの3段階評価。22年度からはA、B、Cの3段階評価。ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な場合にはB+と評価できるものとする。</p> <p>2. 中期目標に係る業務の実績に関してはA、B、Cの3段階評価。ただし、委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合にはA+と評価できる。</p> <p>3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> <p>4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。</p>
<項目別評価>					<項目別評価>			
<b>1. 総合法律支援の充実のための措置</b>					<b>1. 総合法律支援の充実のための措置</b>			
(1) 総括	A×1 B×2	A×2 B×3	A×2 B×3	A×2 B×3	(1) 業務運営の基本的姿勢等	A×4 B+×1 B×1	A×5 B×1	
(2) 情報提供・関係機関連携強化	A	A×2	A×2	A×1 B×1	(2) 組織の基盤整備等	A×3 B+×2 B×4	A×3 B+×4 B×2	
(3) 民事法律扶助	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A+×1 B×1	(3) 外部機関等との関係	A×4	A×4	
(4) 国選弁護士確保	B	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	<b>2. 業務運営の効率化</b>			
(5) 司法過疎対策	B	B	B	B	(1) 総括	A×2 B×2	A×1 B+×1 B×2	
(6) 犯罪被害者支援	A	A	A×2	A+	(2) 情報提供・犯罪被害者支援	A×1 B×1	A×1 B×1	
<b>2. 業務運営の効率化</b>					(3) 民事法律扶助・国選弁護士等確保	A×1 B×1	A×1 B×1	
(1) 総括	A	A	A	A	(4) 司法過疎対策	B	B	
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A	A×2	A×2	A×2	<b>3. 提供するサービスその他の業務の質の向上</b>			
(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	A×1 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	(1) 情報提供	A×5 B×2	A×5 B+×2	
(4) 司法過疎対策	B	B	B	B	(2) 民事法律扶助	A×2 B+×1 B×2	A×2 B+×3	
<b>3. 提供するサービスその他の業務の質の向上</b>					(3) 国選弁護士等確保	A×3	A×3	
(1) 情報提供	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	(4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 民事法律扶助	B	B×2	B×2	B×2	(5) 犯罪被害者支援	A×5	A×5	
(3) 国選弁護士確保	B	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	<b>4. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</b>			
(4) 犯罪被害者支援	A	A×4	A×4 B×1	A+×1 A×3	(1) 総括	B	B	
(5) 司法過疎対策	A	A	A	A	(2) 民事法律扶助	B+×2	B+×2	
(6) 関係機関連携強化	A	A	A	A	(3) 司法過疎対策	B×2	A×1 B×1	

4. 財務内容の改善	B	A×2 B×1	A×2 B×1	A×1 B×2	(4) 財務内容の公表	B	B
5. 予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	(5) 予算、収支計画及び資金計画	A	A
6. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	5. 短期借入金の限度額	—	—
7. 重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	6. 重要な財産の譲渡	—	—
8. 剰余金の使途	—	—	—	—	7. 剰余金の使途	—	—
9. その他業務運営に関する事項					8. その他業務運営に関する事項	A	A
(1) 施設・設備に関する計画	B	A	A	A			
(2) 人事に関する計画		B	B	B			

2. 府省評価委員会による平成 23 年度評価結果(H24.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 評価できる点は、平成23年度における喫緊の課題の1つとも言うべき東日本大震災に係る被災者支援として、多様な情報提供サービス等を行ったほか、被災地の自治体から敷地の無償貸与を受けて複数の出張所を設置し、弁護士を常時待機させるなど積極的かつ機動的な取組を行った点であり、日頃からの利用者の立場に立った業務運営姿勢や関係諸機関との連携等の成果と言えよう。もっとも、被災地出張所の設置状況等はいまだ十分とは言えず、一層の取組を望む次第である。
- 通常業務において、関係諸機関との連携強化や充実した研修の実施等により、職員、常勤弁護士及び契約弁護士・司法書士の質や能力の向上を図るなど、提供するサービスを質・量ともに高める取組も評価すべきものである。さらに、コールセンターを移転し、自主運営化を確立したことにより、一過性の事象が主要因とはいえ、相応の経費削減が達成できており、業務運営の合理化、効率化が十分意識されている点も優れた取組の現れと言えよう。
- 課題として、前年度比では上昇しているものの、支援センターの認知度の低調さは相変わらずと言わざるを得ない。この支援センターの認知度の点に加え、司法過疎対策業務の成果が必ずしも上がっていない点、前年度比で微増を示したとはいえ民事法律扶助の立替金債権の効率的で効果的な回収が必ずしも実現できていない点は、いずれも、当評価委員会において既に指摘してきた点であり、それらの課題が改善、克服されぬままでは遺憾と言わざるを得ない。
- 内部統制・ガバナンスは、その性質上、その整備のみ及び現状維持ではなく、常に向上が求められるものである。ガバナンス推進委員会の位置付けや機能及び検討課題を明確にして、第三者の意見も参考にして審議されることを望みたい。したがって、内部統制・ガバナンスの重要性に照らし、今後、支援センターが、どのように内部統制に取り組み、それを深化、展開していくのか、当評価委員会としても期待を込めて引き続き注目していきたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 総括	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費及び公租公課を除く一般管理費は、前年度比 4.9%減。立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費は、前年度比 8.4%減。</li> <li>ラスパイレス指標は、対国家公務員比 82.9。</li> <li>東日本大震災に伴い、宮城県及び岩手県に合計4か所の被災地出張所を設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体として、経費の合理化・効率化に向けた取組状況は良好であり、高く評価できる。なお、平成 23 年度における一般管理費、事業経費の削減については一過性の事象が主要因であると思われることから、今後、削減の継続性を維持する方策の検討が必要であると思われる。</li> <li>法的サービスを必要とする被災者が多く居住する宮城県内に3か所、岩手県内に1か所の出張所を開設して法的支援を実現するなどしたことは評価できる。</li> </ul>
民事法律扶助・国選 弁護士等確保 民事法律扶助	2(3) 3(2) 4(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査の合理化等 <ul style="list-style-type: none"> <li>書面審査:全地方事務所</li> <li>単独審査:40 地方事務所</li> <li>専門審査委員制度:31 事務所</li> <li>提出書類の合理化:引き続き検討</li> </ul> </li> <li>東日本大震災の被災者を被援助者とする援助については、被災地の実情を踏まえた審査要領を別途作成。</li> <li>援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>平均所要日数2週間以内:47 事務所</li> </ul> </li> <li>立替金等の管理・回収の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>本部において、基本的かつ統一的な債権管理・回収計画の項目事項を作成し、地方事務所へ提示。</li> <li>「返済のしおり」をパンフレット形式で印刷して、被援助者へ配布。</li> <li>長期滞納者の自宅を訪問して償還を促す。</li> <li>新規立替額:前年度比 7.5%減</li> <li>償還金額:前年度比 1.7%増</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>援助開始決定に際して書面審査を活用することにより、審査の適正を確保しつつ援助申込者の負担の軽減を図る取組により、援助開始決定までの平均所要日数が全国的に短縮化されている。また、東日本大震災の被災者に対する援助については、被災の実情を踏まえた審査要領を別途作成し、より迅速かつ適正に法的援助を提供できるように努めている。これらの取組状況は良好と評価できる。</li> <li>本年度からは、民事法律扶助の立替金債権の管理・回収計画の項目事項を本部において統一的に作成し、定期的に各地方事務所における回収実績を示した一覧表を作成するなど新たな取組を行い、前年度を上回る償還金を確保したことは認められる。しかし、本年度分の立替金債権とそれ以前からの立替金債権を明確に区分することなく管理しているなど、個別の債権の属性に応じた債権管理を図るというレベルにまでは至っていないなど不十分な点も見られる。</li> <li>援助開始時において償還制度の説明を徹底することにより償還の意識付けを強化した上、自宅を訪問しての督促等の回収方式の多様化を積極的に採用する取組及び督促態勢の整備を図る取組を行ったことは認められるが、償還金額は前年度比で約 1.7%増</li> </ul>

<p>情報提供・犯罪被害者支援 情報提供</p>	<p>2(2) 3(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コールセンター運営経費:約3億7千万円。</li> <li>・ 情報提供件数全体に占めるコールセンターでの対応件数の割合:63.0%(対前年度比1.8%増)。</li> <li>・ 利用者アンケートを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コールセンター:5段階評価で4.6の満足</li> <li>・ 地方事務所:5段階評価で4.4の満足度</li> <li>・ ウェブサイト:5段階評価で3.4の満足度</li> </ul> </li> <li>・ FAQの随時更新等。約750問をHPで公開</li> </ul>	<p>と微増にとどまっており、今後に期待したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な媒体を用いて利用者アンケートを実施し、いずれの媒体を通じた調査においても、良好な評価を得ていると言える。また、これらのアンケート調査の結果を踏まえ、コールセンターのオペレーターや地方事務所の情報提供担当職員等に対する研修を実施し、それらの一部をDVD化して各地方事務所に配布するなど十分なフィードバック体制が確立されている。</li> </ul>
<p>司法過疎対策 司法過疎対策を含む 常勤弁護士に関する 業務</p>	<p>2(4) 3(4) 4(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに2か所の司法過疎化対策地域事務所を設置。</li> <li>・ 23年度末までに設置した31か所について、当該地域の最新の事件数、実働弁護士数等の情報を取得し、司法過疎状態の把握を行った上で、存続の必要性を検証。</li> <li>・ 常勤弁護士を新たに9か所の地方事務所・支部、8か所の地域事務所に配置又は増員。</li> <li>・ 23年度末までの司法過疎対策地域事務所受任事件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4号有償事件(999件)</li> <li>・ 民事法律扶助事件(1,207件)</li> <li>・ 国選弁護・付添事件(1,005件)</li> </ul> </li> <li>・ 23年度の司法過疎地域事務所の事業収益 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 379,994千円(対前年度比12%減)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに2か所の司法過疎対策地域事務所を設置したが、そのうち1か所は、地方裁判所本庁管内であるものの、公共交通事情や地理的事情も考慮して設置したなど、考慮すべき要素を的確に把握し、それを踏まえた地域事務所の設置を実現しており、司法過疎問題の解消に向けた取組はおおむね順調と認められる。</li> <li>・ 地域の実情に応じた各種事件の受任を可能にしている。しかし、有償事件収入は前年度比約12%減少しており、他方で司法過疎地域事務所に配置された常勤弁護士数が増加していることに照らせば、上記結果は重く受け止めるべき。引き続き、有償事件収入の増加に向けた取組に期待する。</li> </ul>
<p>犯罪被害者支援</p>	<p>3(5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図るべく、各地方事務所において、精通弁護士を確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精通弁護士:2,364人(H24.4.1現在)</li> <li>・ 精通弁護士紹介件数:877件(23年度)</li> </ul> </li> <li>・ 犯罪被害者支援ダイヤル受電件数:9,780件(対前年度比6.7%減)</li> <li>・ 犯罪被害者支援ダイヤルオペレーター研修において、二次的被害に留意した対応や、犯罪被害者支援業務についての講義を行い、犯罪被害者の心情に配慮したオペレーターを養成。</li> <li>・ 犯罪被害者に関する専門相談については、東京、埼玉、愛知地方事務所において、DVの専門相談を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精通弁護士名簿登載者数は着実に増加している上、全ての地方事務所において女性弁護士が登載されるに至った点は、提供するサービスの質の向上にも大きく資するものと思われる。</li> <li>・ 犯罪被害者に対する情報提供については、犯罪被害者の遺族や関係機関の担当者の講義を研修に取り入れること等によって、提供するサービスの質の向上を図ったほか、犯罪被害者の心情に配慮したコールセンターのオペレーターの養成にも努めるなどし、効率的で質の高い情報提供を行う基盤が整備された。また、ニーズの高い地方事務所等を対象とした犯罪被害者支援に精通した窓口対応専門職員の配置も適切と認められ、全体として、犯罪被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況は良好と評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし